令和6年7月25日からの大雨による被害を受けた中小企業・ 小規模事業者に対する支援の充実強化を求める意見書

本県では、7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、特に県北部を中心に連続して発生した線状降水帯により過去最大の甚大な被害が発生した。

特に、中小企業・小規模事業者においては、建物や敷地への浸水により生産設備や機械装置等に大きな被害が生じており、旅館・ホテル等の観光業では、土砂崩れや浸水被害により、建物を含む施設・設備に甚大な被害が生じている。

本県においては、激甚災害の指定等を受け関係市町村等と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、本県の商工業・観光業者の中心となる中小企業・小規模事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残る中、原材料費や燃油の高騰に加え、近年の異常気象による度重なる大雨被害により、事業者間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっており、本県産業の衰退が懸念される。

よって、国においては、被災事業者の一日も早い救済・経営再建のために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者の施設・設備の修繕や更新経費の助成など、事業の早期再開・継続に向け、「なりわい再建支援補助金」と同等の支援策を講じること。 また、自治体が独自の支援制度を創設した際の、自治体に対する財源措置の一層の充実強化を図ること。
- 2 被災した商工業や観光業における中小企業・小規模事業者の事業継続の意欲を 維持し、地域の産業と雇用を守るため、事業継続に向け手厚い支援策を講じるこ と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月8日

額賀 福志郎 殿 衆議 院議長 秀久殿 参議院議長尾辻 茂殿 石破 内閣総理大臣 財 務 大 臣 加藤 勝信殿 容 治 殿 経済産業大臣 武 藤 学殿 坂 井 内閣府特命担当大臣 林 芳 正 殿 内閣官房長官